社会福祉法人古河市社会福祉協議会
ボランティア市民活動センター拠点に関する要領

（趣旨）
第１条　この要領は、社会福祉法人古河市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が公共性をいかし、ボランティア、市民活動団体の推進のために、それぞれの活動の理念や独自性を保持しながらも、協働して地域のさまざまなニーズに対応できるプラットホームを提供するスペースの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（使用者）
第２条　施設を使用できる団体は次のとおりとする。
（１）　本会に登録のあるボランティア団体
（２）　古河市児童生徒ボランティア活動協力校
（３）　市内の老人クラブ
（４）　市内の福祉団体
（５）　市内の身体障害者等の団体
（６）　市内の地域食堂運営団体
（７）　本会会長が特に必要と認めた団体

（使用時間及び休日）
第３条　施設の使用時間及び休日は、次の表のとおりとする。ただし、本会会長が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。

施設名	使用時間	休日
古河市古河福祉の森会館内 ボランティア市民活動センター	午前９時から 午後５時まで	12月29日から翌年１月３日及び古河市古河福祉の森休館日

（使用の申請）
第４条　施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、使用する日の３ヶ月前から１日前までに**ボランティアセンター利用申請書（様式１）**に記入しなければならない。記入した事項を変更し、又は取消しをする場合も同様とする。
２　使用者は、別紙１に記載された、施設の使用における注意事項の説明を受け、その内容について順守しなければならない。

（使用の順序）
第５条　使用は申込みの順序により行う。申込みが同時に行われたときは、使用者の協議によって決定する。

（目的外使用等の禁止）
第６条　使用者は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は権利を譲渡し若しくは転貸してはならない。

（許可の取消し等の通知）
第７条　会長は、使用を取り消し、又は停止し、若しくは使用を制限するときは、使用許可変更・取消し通知**（様式２）**により、通知しなければならない。

（行為の制限）
第８条　使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、会長が認めたときは、この限りでない。
（１）　施設の備品等の現状を変更すること
（２）　使用者は、施設及び備品以外のものを使用すること
（３）　施設の備品等を施設以外に持ち出すこと
（４）　所定の場所以外で飲食し、又は喫煙し、若しくは火気を使用すること
（５）　物品の販売、又は勧誘すること
（６）　前各号に掲げるもののほか、本会会長が特に不適当と認めた行為

（入室の制限）
第９条　本会会長は、施設の管理上著しく支障があると認められる者の入室を禁止し、又は退室を命じることができる。

付　則
この規則は、平成１８年４月１日から施行する。
この規則は、平成１９年４月１日から施行する。
この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
この規則は、令和７年４月１日から一部改正施行する。

別紙１（第４条関係）

ボランティアセンターご利用の皆様へ

利用申請の方法

①電話等での空き状況の確認及び利用日の仮予約をお願いします。
②申請書類を記入し、当日のひと月前を目安に社協の窓口へご提出ください。
※予約は申請する月から３か月先まで申請することができます。
（例…４月に申請→５月、６月、７月の３１日まで予約可）

利用にあたっての注意点

★　のぼりを使用する際は組み立てていただき、使用しないときは台から取り外し、畳まれた状態で保管してください。
★　電気、空調の電源を切って退室してください。
★　使用した備品は最初と同じ位置に戻してください。
★　机、椅子は元の位置に戻し、清掃をお願いします。
★　掃除はセンターに設置している掃除機を使用してください。
★　忘れ物がないよう確認をお願いします。

利用できる団体

（１）　本会に登録のあるボランティア団体
（２）　古河市児童生徒ボランティア活動協力校
（３）　市内の老人クラブ
（４）　市内の福祉団体
（５）　市内の身体障害者等の団体
（６）　市内の地域食堂運営団体
（７）　本会会長が特に必要と認めた団体

利用可能時間および休日

施設名	使用時間	休日
古河市古河福祉の森会館内ボランティア市民活動センター	午前９時から 午後５時まで	12月29日から翌年１月３日及び古河市古河福祉の森休館日

上記及びスタッフの指示を必ず守り使用するようにお願いいたします。